

## 事業登録の手続きについて

事業登録制度とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定されており、ビルメンテナンスに関する業務（**8業種**）を行う者（営業所）が一定の要件を満たしている場合、都道府県知事（さいたま市の場合はさいたま市長）の登録を受けることができるという制度です。

登録制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものです。登録を受けない事業者が、建築物の維持管理に関する業務を行うことについては、何ら制限を加えるものではありません（**事業登録を受けなくても営業できます**）。ただし、登録を受けた事業者は登録の表示ができますが、登録を受けない事業者が登録又はこれに類似する表示を行うことは禁止されています。

### 1 登録対象業種

業種		事業内容
1号	建築物清掃業	建築物内の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない）
2号	建築物空気環境測定業	建築物内の空気環境（温度、湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素濃度、二酸化炭素濃度、気流）の測定を行う事業
3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
4号	建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、水質基準に関する省令に掲げる事項を厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物における飲料水貯水槽（受水槽、高置水槽等）の清掃を行う事業
6号	建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
7号	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物内において、ねずみ昆虫等、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
8号	建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

### 2 登録を受ける場所（営業所）

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに受けることができます。営業所とは、客観的に見て一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

したがって、商業登記法等による登記をした営業所に限るものではありませんが、ビル内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできません。

### 3 手続きの流れ

登録申請 ⇒ 書類審査 ⇒ 施設検査 ⇒ 登録・証明書の発行

※申請は、希望される施設検査時期の、2～3週間前を目途に行ってください。

※再登録（更新）の場合は、有効期限の1か月前を目途にお手続きください。

登録の有効期間は、登録の日から6年間です。この期間を超えて登録事業者である旨の表示をしようとする場合は、再登録を受けなければなりません。再登録の申請は有効期間内に行う必要がありますので、期限が近付いている事業所は、早めに再登録申請の準備をしてください。有効期間を過ぎた場合は、新たに登録申請をしていただくこととなります。

### 4 申請に必要な書類

- 登録申請書
- 新規申請の場合のみ登記事項証明書（原本の提出、もしくは原本の提示および写しの提出）  
更新申請の場合は提出不要ですが、登記内容に変更がある場合は、履歴事項全部証明書を提示してください。
- 別記第2：設備・機器名簿
- 設備・機器の名簿及び写真  
物的要件に係る設備・器具（5号、6号、7号登録については、保管設備含む）の写真を添付してください。
- 別記第3：監督者等名簿
- 監督者等名簿及び資格を証明する書類の原本  
※同一の者が、2以上の業務の監督者等を兼務することはできません。また、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者を監督者とする場合、特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできません。
- 別記第4：研修実施状況（計画）※<sup>2</sup>（2号、4号登録を除く）  
新規申請の場合：過去1年間の実績及び今後1年間の計画  
更新申請の場合：過去6年間の実績及び今後1年間の計画  
※社内研修の場合は、研修指導者の資格を証明する書類を添付してください。  
研修の内容については、平成25年1月21日健衛発0121第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知を参考に、年間で7時間以上の研修時間を確保してください。
- 別記第5-1および別記第5-2：作業実施方法等  
厚生労働省告示第117号の内容を十分に把握したうえで、標準的な作業実施方法等について具体的に記載してください。
- 器具等の保管場所の配置図および営業所の案内図
- 手数料    1～7号：35,000円 / 8号：45,000円

さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係

〒338-0837 さいたま市中央区鈴谷7-5-12

TEL：048-840-2227      FAX：048-840-2232

E-mail：kankyo-yakuji@city.saitama.lg.jp